

中心市街地活性化について

～改正中心市街地活性化法の施行～

まちづくり3法については、まちづくりニュース第23号(まちづくり三法について)、第26号(まちづくり3法における土地利用規制)でもご紹介しましたが、平成18年8月22日に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」が施行され、題名も「中心市街地の活性化に関する法律」に改められました。

今回は、改正中心市街地活性化法の内容を確認し、今後の取り組み方法について考察します。

改正中心市街地活性化法の概要

【改正内容の骨子】

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の措置を講ずる。

1. 「中心市街地化の活性化に関する法律」へ題名変更

2. 基本理念・責務規定の創設

- ・中心市街地の活性化は、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援をおこなうことを旨として、行わなければならないものとする。
- ・国、地方公共団体及び事業者の責務規定を創設

3. 国による「選択と集中」の仕組みの導入

- ・中心市街地活性化本部(本部長：内閣総理大臣)の創設
→基本方針案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェックおよびレビュー 等
- ・基本計画の内閣総理大臣の認定制度(認定基本計画)
→認定基本計画に対して、法律・税制の特例、補助事業の重点実施 等

4. 多様な関係者の参画を得た仕組みの導入

- ・多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化

5. 支援措置の大幅な拡充(認定基本計画への重点(深堀り)支援)

- (1)都市機能の集積促進
 - ・暮らし・にぎわい再生事業の創設
 - ・まちづくり交付金の拡充
 - ・中心市街地内への事業資産の買換え特例の創設
 - ・非営利法人を指定対象に加えるなど中心市街地整備推進機構の拡充(裏面つづく)

(2) 街なか居住の推進

- ・ 中心市街地共同住宅供給事業の創設
- ・ まちづくり交付金の拡充

(3) 商業等の活性化

- ・ 中心市街地における空き店舗への大型小売店舗出店時の規制緩和
- ・ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の拡充
- ・ 商業活性化空き店舗活用事業に対する税制等の拡充

(4) その他

- ・ 公共空地等の管理制度、共通乗車船券の特例の創出など

法改正にみる市町村のまちづくりに対応【当社考察・提案】

『選択と集中』がより鮮明に・・・

認定基本計画の制度化および認定基本計画を対象とした各種支援制度の充実により、「活性化の必要のある中心市街地」が非常に明確に位置づけられることになり、中途半端な思想・取り組みの中心市街地は活性化支援策を受けることができなくなる可能性が高いと考えられます。

ある意味では、都市間競争の激化につながる可能性もありますが、すべての市町村の中心市街地を同じように支援することは無理であり、改正活性化法では、支援による活性化効果が大きい期待できる中心市街地を「選択」し、「集中」的に支援する形になっています。

活性化効果が大きい期待できる中心市街地は、地域による活性化のための活動が継続的に実施される必要があります。

※まちづくりニュース第4号(平成16年10月) 中心市街地活性化とまちづくり

→ 中心市街地活性化のためのまちづくりシステムの構築を提案(柳ヶ瀬地区を事例として)

※まちづくりニュース第15号(平成17年9月) まちづくりのマネジメント

→ 活性化のためのスパイラル形成(持続発展性のあるシステム構築の考え方・方法論)

今後は、「本気で活性化に取り組む」か、「中心市街地施策は断念し、それ以外の行政施策と活動をもとに、まちづくりを展開する」かを客観的に判断する必要があります。すべての市町村に1つ以上の中心市街地を維持・発展させる必要性はなくなっているかもしれません。

当社の取り組み方針

中心市街地活性化を実現する為には、地域の経済活動およびコミュニティ活動が持続性を持って発展するシステムをつくる必要があります。

当社は、認定基本計画にもとづく活性化策の検討・実施支援のほか、認定基本計画による重点支援によらない、草の根のまちなか活性化方策の提案・実施支援を積極的に展開します。

その際、そのまちにとって、まちなかを活性化する必要性を多くの立場の方々と議論し、「気持ちのこもった まちなか活性化」を実現するお手伝いをしたいと考えています。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1091

e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

「コミュニティ・コンサルタント」

を目指しています。



株式会社 石田技術コンサルタンツ